会員規約〈賛助会員〉

特定非営利活動法人 医療機関支援機構（以下、当機構とする。）は、当機構会員規約を以下のとおり定め、会員は本規約を承諾したものとする。

第１条（目的）
当機構は、医療機関を利用する人々の暮らしが、健康で快適なものへと変わることを願い、患者サービスという側面から医療機関を支援し、すべての人が快適に利用できる医療機関の環境を構築し社会に貢献することを主たる目的とする。
当機構の会員は当機構の活動を理解し、その目的達成のために協力活動を行うものとする。

第２条（活動内容）
当機構は、第１条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。
(1) 健康や医療情報の提供。人材教育（看護補助者等）及び医療機関への人材紹介、斡旋。
(2) 患者サービスに対する助言又は支援・協力及び患者サービスの評価・審査
(3) 医療機関における患者サービス設備・備品及び人的支援の提供
(4) 医療従事者に関する諸外国支援及び国際協力
(5) 関係機関・団体との連絡・協議
(6) 本機構の事業に必要な資料の編集及び刊行
(7) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

第3条（賛助会員期間及び会員区分）
会員期間は1年間とし、退会届の提出がない場合、毎年更新するものとする。
また、賛助会員の区分は次のとおりとする。
(1) 賛助会員A：営利法人〔一般企業〕
(2) 賛助会員B：公益法人〔財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO法人等〕
(3) 賛助会員C：広告代理店（当機構媒体の販売代理店）
(4) 賛助会員D：業務受託/業務提携企業（当機構の業務を請負及び営利業務提携企業）

第４条（会員の入会及び承認）
当機構への入会に当たっては、本規約を承認のうえ、当機構が別に定める入会申込書により申込むものとする。

第５条（入会金及び年会費）
賛助会員の入会金及び会費は次のとおりとする。
(1) 賛助会員A　入会金：30,000円　年会費：　50,000円
(2) 賛助会員B　入会金：　　0円　年会費：　50,000円
(3) 賛助会員C　入会金：50,000円　年会費：　80,000円
(4) 賛助会員D　入会金：50,000円　年会費：100,000円

第6条（入会金及び年会費の納入）
会員は、入会時に入会金と当該年度の年会費を納入するものとし、次年以降は年会費のみを納入する。
ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、該当月からの月計算により入会時に年会費を納入するものとする。

第７条（会員特典）
賛助会員は、各会員区分ごとに以下に掲げる特典を受けることができる。
賛助会員A
(1) 当機構媒体使用料の割引
媒体使用料定価の25%割引。（企業広告の場合は30%割引。社会貢献活動に関する広告は35%割引）
(2) 当機構媒体に「当機構の活動支援企業」として表記。（表記希望企業）
賛助会員B
(1) 当機構媒体使用料の割引
媒体使用料定価の30%割引。（企業広告の場合は40%割引。社会貢献活動に関する広告は50%割引）
(2) 当機構媒体に「当機構の活動支援企業」として表記。（表記希望企業）

助会員C

(1) 当機構媒体の会員広告代理店資格（媒体資料、見本紙の送付）

(2) 会員広告代理店として当機構媒体に表記。（表記希望企業）

(3) 広告料金等の優遇

賛助会員D

(1) 業務受託資格/業務提携契約の締結

(2) 当機構媒体に「当機構の活動支援企業」として表記。（表記希望企業）

第 8 条（会員資格の取消）

当機構は、会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員への事前通知及び催告することなく当協会の会員資格を直ちに取り消すことができる。資格を取り消された場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。

(1) 入会時に虚偽の申請を行った場合。

(2) 当協会の運営を妨害した場合。

(3) 正当な理由無く、断続して１年以上会費を滞納し催告後も応じず納入しない場合。

(4) 本規約の禁止事項に違反した場合。

(5) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・会社整理・特別清算の申立てがあった場合。

(6) その他、当協会が会員として不適当と判断した場合。

第 9 条（会員の更新及び退会）

(1) 会員は、毎年更新するものとし次年度の年会費を該当年度末までに納入するものとする。

(2) 会員を退会する場合、当協会が別に定める退会届を当協会に提出して、任意に退会することができる。

(3) 退会する場合、既に納入された入会金及び年会費の払い戻しは一切行わないものとする。

(4) 退会後に再入会する場合、新たに入会金を納入するものとする。

第10条（禁止事項）

会員は、当機構による活動に当たり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

(1) 他の会員、第三者もしくは当協会の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。

(2) 他の会員、第三者もしくは当協会に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為。

(3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為。

(4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為。

(5) 当機構の運営を妨げる行為及び信用を毀損する行為。

(6) その他、不適切と判断される行為。

第11条（免責事項等）

(1) 当機構は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責を一切負わないものとする。

(2) 会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当機構に損害を与えることのないものとする。

(3) 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合、当機構は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

第12条（協議管轄裁判所）

当機構と会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。

協議によって解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（規約変更）

本規約の変更は、会員の了承を得ることなくこの規約を変更することがあり、会員はこれを承諾するものとする。この変更は、当機構が提供する手段を通じ、随時会員に対して発表するものとする。